

富山で休もう！とやま観光キャンペーン

富山県内発着限定 日帰り旅行・教育旅行割引対象商品【富山県事務局扱い】取扱要項

1 趣旨・目的

全国旅行支援における、富山県内を発着地とし、主たる目的地が富山県内である日帰り旅行について旅行代金の割引を実施します。

2 事業概要

(1) 実施内容

- ①全国旅行支援の対象者を富山県内の着地型旅行商品（対象商品は下記3参照）について、1人あたり旅行代金から**4割引（割引上限1人あたり5,000円）**で販売する。（割引分は後日事務局から補填）
- ②富山おみやげクーポン券を、平日3枚（3千円）、休日1枚（1千円）を配付する（※1）
- ③当該販売補助金の対象となる商品を販売する事業者は全国旅行支援に参画している旅行事業者で且つ、富山県内に事業所登録している旅行会社であること。
- ④割引対象は、日本国内に居住する旅行者

※1: 富山おみやげクーポン券の配付に過大な事務負担が生じる場合は配付しないことも可能（事務局と協議が必要）
旅行者の実質負担額が0円を下回る場合（負担額がおみやげクーポン券の額を下回る場合）は割引適用不可
その際は富山おみやげクーポン券付与額を減額するなど調整が必要（事務局と協議が必要）

(2) 販売期間

令和4年10月11日（火）～令和4年12月27日（火）

(3) 旅行期間

令和4年10月11日（火）～令和4年12月27日（火）

(4) 本人確認・居住地確認

旅行当日、日本国内に居住する旅行者で有ることを証明する身分証明書等（※1）を確認（※1）

【本人確認】（下記1点で認められるもの）

マイナンバーカード・運転免許証・運転経歴証明書・パスポート・在留カード・特別永住者証明書・海技免状等国家資格を有することを証明する書類・障がい者手帳等福祉手帳・船員手帳・戦傷病者手帳・国または地方公共団体の機関が発行した身分証明書

<2点で認められるもの、次の①+①または①+②の組合せのみ可能>

①健康保険等被保険者証・介護保険被保険者証・年金手帳・年金証書

②学生証・会社の身分証明書・公の機関が発行した資格証明書

・中学生以下の旅行者であって上記書類が揃わない場合は、本人の健康保険証で代用可能。

【居住確認】（上記「本人確認」書類に現住所記載があれば居住地確認も兼ねる）

公共料金の領収書（電気・ガス・水道等）、国税または地方税の領収書または納税証明書・社会保険料の領収書・住民票の写し・賃貸借契約書

(5) ワクチン・検査パッケージの活用について

- ①お客様をお取り扱いの際は、ワクチン接種済証等又は検査（抗原定性検査等）の陰性の検査結果通知書の確認が必須となります。

ワクチン接種済証明：3回以上接種

検査結果通知書：抗原定性検査等（抗原定性検査は出発日の前日又は当日のもの）

- ②確認は以下のいずれかにより適切に実施してください
- 添乗員付きツアーの場合は、添乗員が行ってください。
 - 添乗員が付かない日帰り旅行の場合は、ワクチン接種済証等を確認する係員を配置する等の体制を確保して行ってください。
- ③学校等の活動に係わる日帰り旅行については、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等を踏まえた対応を行い、ワクチン・検査パッケージは活用しない。
- ④12歳未満は監護者が同伴を条件に検査を不要とする。

(5) 事業実施の流れ

- ①旅行事業者から富山県事務局へ日帰り旅行内容を提出。（別添①-A 申請用紙）
- ②ツアー内容に関し、新型コロナ感染防止対策が徹底されているかの確認をチェックシート（別添②）に記入し提出。
- ※後日、富山県事務局から販売可否を回答します。
- ③募集パンフレット（写し）等、受注型企画旅行は見積書（写し）を提出。
- ・募集型企画旅行の場合はパンフレットの写しなどの広告書面
 - ・受注型企画旅行の場合は旅行者への見積書の写し
- ※パンフレット等申込条件に上記のワクチン接種又は検査結果通知書が必要である旨記載してください
- ※①②③を最初の設定日の前日から起算して5営業日前まで提出してください。
- ④販売可能ツアーを各社で販売開始。
- ⑤旅行事業者は月次報告で「実績報告書」を用い補助金を事務局に申請。
- ※実績確認として、集客状況表、設定日当たりの参加者名簿、人数が明記されたバウチャーの写しを添付書類としてご提出ください。
- ⑥富山県事務局より振込

(6) 精算に関する実績報告書の提出期限及び振込予定

提出期限・振込日は下記スケジュールとなります。

対象設定日	実績報告書到着期限	振込日
10月11日～10月31日	11月15日（火）まで	11月30日（水）
11月1日～11月30日	12月15日（木）まで	1月6日（金）
12月1日～12月27日	1月12日（木）まで	1月24日（火）

※最終到着期限以降の提出は一切認められません。

3 割引対象商品

富山県内発着で富山県を主たる目的地とした周遊、滞在観光するものであって、以下の要件を全て満たすもの。（※2）

※2：主たる目的地とは、旅行事業者が「ツアータイトルに記載する観光素材」「滞在時間が一番長い」等富山県事務局が客観的に主たる目的地として判断できるものであること

①補助対象とする旅行商品の基準・考え方

- ・商品に含むサービスの内容は旅行目的地での消費に寄与していること。
- ・旅行商品に含む物品やサービスは、旅行期間中に旅行者が享受できるものであること。
- ・観光体験や食事等、旅行日当日の利用に限定
- ・事前に予約を行っているものであること。

②募集型企画旅行・受注型企画旅行であること。

- ・公共交通機関、往復のバス、タクシー等の移動に加え、旅行先での消費となる観光素材や食事等とのセットプランであること
- ・公共交通機関の場合、個札等券面に金額が記載され、払戻が受けられる券種の場合は、主催会社等の旅行事業者における適切な管理がなされていることを証明する書類（※3）の保管をする場合に限り対象とする。

※3：鉄道・高速バスの場合…使用済原券（コピー可） タクシー（ハイヤー）…最終旅程表

- ・利用者ご自身で手配する交通手段（マイカー、レンタカー等）とする場合は、観光体験や食事等の観光素材は2つ以上（食事のみ2回は不可）組込むこと。

※観光素材とは、観光地（有料観光施設）・体験型アクティビティ・イベント・スキー場等となります。

- ・旅行事業者で商品に組込むレンタカー等は割引対象となります。その際はレンタカーに加え観光素材や食事等（1つ以上）とのセットプランであること。
- ・最低旅行代金は、平日5,000円、休日2,000円であること。
（最低旅行代金に満たない場合は事務局へご相談ください）

③募集型企画旅行の場合、購入者が広く公平に購入可能な販売方法（※4）であること。

※4：VISIT 富山県/主催旅行事業者の自社ホームページなど、オンライン（WEB）での販売を必ず取り入れること（割引対象が日本国内に居住する旅行者となるため）

④業界ごとに定められている新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン、事務局が提示するチェックポイントを遵守すること。

⑤各業界に定められている法令に基づく営業許可、免許を有していること。

⑥国内旅行傷害保険加入時における注意事項の告知事項、旅行行程中の危険な運動等に該当しないこと。

⑦国、自治体、民間企業の会議や研修旅行、宗教活動・政治活動を目的としたツアーでないこと。

4 申請受付期間

令和4年10月5日（木）～令和4年12月20日（火）

※受付終了後にご提供頂いた情報に基づき、プラン内容の確認を行い、補助の可否を判断します。

※上記期間内であっても申請用紙などは最初の設定日の前日から起算して5営業日前まで提出してください。

5 申請方法

別紙応募用紙をご記入のうえ、下記事務局までご連絡ください。

6 その他

- ・ 旅程内容（感染防止対策の点において）、商品数、販売月、設定本数、旅行代金等について、ご相談させていただく場合があります。
- ・ 配付した「富山おみやげクーポン券」は、各社にて適切に管理し、キャンペーン終了後返却願います。

富山で休もう。とやま観光キャンペーン事務局

〒930-0003 富山市桜町 1-1-36（地鉄ビル 2F）

営業時間：10：00～16：00（土日祝休み）

電話：076-443-2740 / FAX：076-443-2743

E-mail: toyama-yasumo@16.tripwari.jp